広告付区政情報モニター広告放映基準

(目的)

第1条 この基準は、広告付区政情報モニター・番号表示システム設置要綱(平成26年9月10日付け目企広第949号決定。以下「要綱」という。)第10条第2項の規定する基準を定めるものであり、広告付区政情報モニター(以下「情報モニター」という。)への広告放映の可否の判断に係る審査は、この基準に従い行うものとする。

(基本的考え方)

第2条 情報モニターで放映する広告は、区民生活に関連した公共性及び利便性を有する ものであり、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、それ にふさわしい信用性と信頼性をもつものでなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

- 第3条 この基準により区が広告を審査する場合には、この基準の文言のみに基づき一義 的な解釈・適用をするのではなく、関係法令の規定や区民への影響、公共性・公益性、 社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、合理的かつ柔軟に行うものとする。 (放映基準)
- 第4条 要綱第10条第1項各号の基準は、次により判断する。
 - (1) 情報モニターの公共性及び信頼性を損なうおそれのあるもの
 - ア 法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なう恐れのあるもの
 - イ 基本的人権を侵害するもの
 - (ア) 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - (イ) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - (ウ) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はプライバシー等を侵害するもの若しくは侵害するおそれがあるもの
 - ウ マルチ商法、キャッチ商法及び代理店募集に係るもの
 - エ ギャンブルに係るもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの

同法第2条に列挙されているもの又はこれらに類すると認められるもの

- (3)貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に係るもの 同法第2条第1項に規定する貸金業に係るもの又はこれに類すると認められるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動をその目的とするもの
 - ア 政治活動に関するもので公職選挙法(昭和25年法律第100号)に抵触するも の
 - イ 寺社や宗教名等を用いて行われる布教活動及び義援金募集等の活動に係るもの
- (5) 特定の個人の意見、宣伝等であるもの

個人、団体等の主義主張等を主たる内容とするもの

(6) 人事募集に係るもの

人事募集を主たる内容とするもの(一般的な派遣業を除く。)

- (7) その他情報モニターで放映することが妥当でないと区長が認めるもの
 - ア 法令等で認められていない業種、商法、商品等に係るもの
 - イ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者及び施設に係るもの
 - ウ 責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
 - エ 区の広告事業の円滑な遂行に支障を来すもの
 - オ たばこその他区民の健康上、好ましくないと思われるもの
 - カ 青少年保護の観点から不適切なもの
 - キ 広告の内容が著しく特定の区民に限られているもの(会員への通知広告、尋ね人、 死亡通知、物品交換、不用品売買、物品譲渡等、占い、運勢判断、興信所、探偵事 務所等)
 - ク 社会問題になっている事項に関するもの
 - ケ 債権の取立て、示談の引受け等に係るもの
 - コ 商品先物取引、投資等に係るもの
 - サ 個別の物件の販売、賃貸等に係るもの
 - シ 結婚相談、交際紹介等に係るもの
- 第5条 要綱第12条各号の基準は、次により判断する。
 - (1) 明確な根拠が乏しい内容や誤解を招く内容を含んでいること。
 - ア 消費者被害の発生又は拡大を招くおそれのある表現を用いているもの
 - (ア)「世界一」「一番安い」等、大げさな表現、根拠のない表現又は誤認を招くよう な表現
 - (イ) 「これだけでやせられる」等、科学的根拠の乏しい表現又は誤解を招くような 表現
 - イ 国、地方公共団体その他公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現(国、地方公共団体その他公共機関が認証等を行っている商品、サービス等に係るものを除く。)を用いているもの
 - ウ 比較広告であって、比較内容が客観的に実証されているとはいえないもの。
 - (2) 射幸心をあおる表現を含んでいること。

「今が・これが最後のチャンス」等の表現を用いているもの

- (3) 虚偽の内容を含んでいること。
- (4) 法令に抵触し、又は抵触するおそれのある内容を含んでいること。

- (5) わいせつな内容を含んでいること。
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必要性のないもの。ただし、出品作品 の一例又は広告内容に関連する等、表示する必要がある場合は、その都度適否を検 討するものとする。
 - イ その他わいせつ性を連想・想起させるもの
- (6) ユニバーサルデザインへの配慮が必要であること。
- (7) その他区長が不適切と認める内容を含んでいること。
 - ア 過激な表現、いかがわしい表現又は公平性を欠く表現を用いているもの
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いているもの
 - ウ 無料参加・体験型広告であって、事後の費用負担が発生する可能性があるにもか かわらず、その旨を明記していないもの

(審查)

- 第6条 前2条に掲げるもののほか、情報モニターへの広告放映の可否の決定に当たって は、次の事項について審査する。
- (1) 当該商品、サービス等の提供に当たって必要な許可、免許等を有し、又は届出等を 行っていること。この場合において、次に掲げる業種については、それぞれ次に掲げ る者でなければ広告を放映することができない。

ア 教育関係

- (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援教育、大学及び高等専門学校)、専修学校又は各種学校の設置者
- (イ) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する特定継続的役務(学習塾、家庭教師等)を提供する事業者

イ 社会福祉関係

- (ア) 老人福祉法(昭和38年法第133号)に規定する老人福祉施設の設置者にあっては、同法又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく都道府県知事の認可若しくは許可を受け、又は都道府県知事への設置の届出を完了していること
- (イ)介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスを提供する事業者 にあっては、同法に基づく都道府県知事又は市町村長の指定を受けていること
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを提供する事業者にあっては、同法に基づく都道府県知事又は市町村長の指定を受けていること
- ウ 医療類似行為又はこれに類する行為

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第2 17号)に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゅう師又 は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師

工 旅行関係

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を行っている者(2)広告の内容が、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

ア病院、診療所及び助産所

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び 広告適正化のための指導等に関する指針について」(平成19年3月30日医政発第 0330014号。医療広告ガイドライン)

イ 医療類似行為関係

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復 師法第24条

ウ 弁護士、司法書士及び行政書士 各業務に関する法令、連合組織体の規則、会則等

工 自動車等販売関係

自動車公正競争規約に基づき、適正な表示を行うこと。また販売価格を表示する場合は、消費税を含めた価格を表示し、当該表示価格に、保険料、税金、登録諸費用が含まれていないことを明記すること。

才 不動産関係

不動産物件の取引に関する広告の場合は、不動産の表示に関する公正競争規約(平成15年1月14日公正取引委員会告示第2号)及び同規約による表示規制。不動産事業者の広告については、名称、所在地、許認可番号等を明記すること。

カ 旅行業

旅行業法第12条の8及び募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約

キ 飲食関係

アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明記すること。

- ク 無料参加・体験型広告に関するもの 事後の費用負担が発生する場合には、その旨明記すること。
- (3) 広告主について、要綱第11条第1項の審査の申込みのあった日から過去1年間の 目黒区消費生活センターへの相談の有無及び相談があった場合における当該相談の内 容